

【事業案内】追加

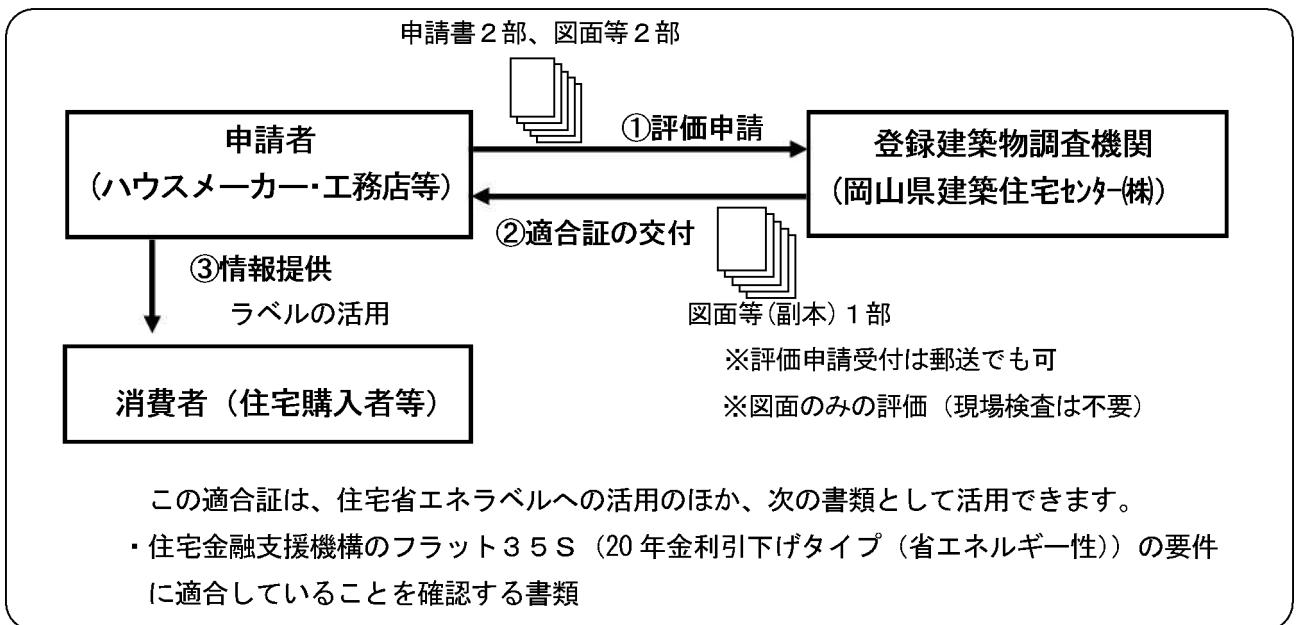
住宅省エネラベル(予定)

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、登録建築物調査機関として、住宅事業建築主基準への適合性を評価します。(平成23年10月3日以降、中国地方整備局から登録を受けると同時に業務を開始する予定です。)

【住宅省エネラベルとは】

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、登録建築物調査機関(中国地方整備局第3号)として、住宅事業建築主基準(トップランナー)への適合性を評価します。適合していると評価交付された住宅に対しては、適合証を交付します。

具体的な手続きに等については、申請の手引きを参照してください。



【業務区域】

岡山県全域に対応しています。まずはお気軽にお問い合わせ下さい。

【対象建築物】

一戸建ての新築住宅

【申請窓口】

【本社】

〒700-0818 岡山市北区蕃山町1-20

電話：086-227-3266

FAX：086-227-3267

E-mail：okkjs@mx31.tiki.ne.jp

【倉敷営業所】

〒710-0824 倉敷市白楽町249-5

電話：086-426-5551

FAX：086-426-5553

E-mail：okkjs-k@mx4.et.tiki.ne.jp

【省エネラベル】

- ① 総合省エネ基準(住宅事業建築主の判断の基準)に適合し、かつ、断熱性能基準(省エネ判断基準)に適合する場合



- ② 総合省エネ基準(住宅事業建築主の判断の基準)に適合するが、断熱性能基準(省エネ判断基準)には適合しない場合



※ 適合証番号を、適合証番号欄に記入するなど、住宅省エネラベルとセットで表示するようにお願いします。

※ 省エネラベルのダウンロード

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000011.html

【登録建築物調査業務】

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、登録建築物調査機関として、建築物調査を行います。

【手数料】 手数料につきましては、「手数料一覧」をご覧ください。